



2019年5月21日

各 位

会 社 名 蛇の目ミシン工業株式会社  
代表者名 代表取締役社長 大場 道夫  
(コード: 6445 東証第一部)  
問合せ先 執行役員総務部長 大島 毅之  
(TEL 042-661-3071)

当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、2019年6月21日開催予定の当社第93回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）終結の時をもって、「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を継続せず廃止することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

当社は、2013年5月10日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を決定し、さらに、かかる基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、2013年6月21日開催の当社第87回定時株主総会において承認を受け、本プランを導入いたしました。その後、2016年6月17日開催の当社第90回定時株主総会において、所要の変更を行った上で継続の承認を受け、現在に至っております。

本プランの有効期限は、本定時株主総会終結の時までであることから、本プランの継続の是非について慎重に検討してまいりました。その結果、買収防衛策を巡る最近の動向や金融商品取引法による大量買付行為に関する規制の浸透など法整備の状況及び当社を取り巻く経営環境等を踏まえ、本定時株主総会終結の時をもって廃止することといたしました。

なお、当社は、本プランの廃止後も引き続き企業価値・株主共同の利益の確保、向上に努めてまいります。また、当社株券等について、大量買付行為を行おうとする者に対しては、株主の皆様が適切に判断するために必要な情報の提供を求め、当社取締役会の意見等を開示し、必要に応じて当該大量買付者と交渉を行うほか、株主の皆様の検討のための時間の確保に努めるなど、金融商品取引法、会社法その他関係法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

※本プランの廃止に伴い、本定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議しておりますので、詳細につきましては、本日別途公表いたしました「定款の一部変更に関するお知らせ」をご覧ください。

以 上